



2026年 5月22日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 金丸 貴行
(東証スタンダード市場・コード 8704)
問合せ先 常務取締役 新妻 正幸
(TEL 03-6736-9850 (代表))

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、これまで当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に導入しておりました譲渡制限付株式報酬制度を拡大し、監査等委員である取締役に対しても新たに導入する議案（以下「本議案」といいます。）を、2026年6月24日開催予定の当社第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主との価値共有を一層促進するとともに、監査等委員である取締役による監査・監督機能の実効性を高めることを目的として、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたします。本制度は、譲渡制限期間を設けた株式報酬とすることにより中長期的な株主価値との連動を図るとともに、その具体的な支給時期、支給対象者及び配分については監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。

これらの点を踏まえ、本制度は、監査等委員である取締役の独立性を損なわない範囲において設計されており、株主との価値共有を通じて、中長期的な企業価値の向上に資する適切な監査・監督機能を促すことを目的とするものです。

監査等委員である取締役の金銭報酬枠は、2024年6月26日開催の第25回定時株主総会において年額150百万円以内とご承認いただいております。本議案では、当該金銭報酬枠とは別枠にて、本制度に基づく報酬を支給することについて、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。本制度に基づき、監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的及び当社グループの事業規模、報酬水準等を総合的に勘案し、年額30百万円以内といたします。また、本制度に基づく報酬の具体的な支給時期、支給対象者及び配分については、各監査等委員である取締役の職責等を踏まえ、監査等委員である取締役の協議によって決定するものいたします。

監査等委員である取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年3万株以内といたします（ただし、本議案の承認可決後、株式分割、株式併合その他調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で調整するものいたします。）。

なお、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。また、当社は、監査等委員である取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といい、本割当契約により割当を受けた当社普通株式を「本割当株式」といいます。）を締結するものとします。

2. 本割当契約の内容

(1) 譲渡制限期間

監査等委員である取締役は、本割当株式に係る払込期日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

監査等委員である取締役が譲渡制限期間満了前に、当社の取締役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、監査等委員である取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、使用人、その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、監査等委員である取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上